十二　指定障害福祉サービス基準第百九十七条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
十三　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
十四　その他指定に関し必要と認める事項
（就労継続支援Ｂ型に係る指定の申請）
第三十四条の十八　法第三十六条第一項の規定に基づき第六条の十第二号の就労継続支援Ｂ型（以下「就労継続支援Ｂ型」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
一　事業所の名称及び所在地
二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五　事業所の平面図及び設備の概要
六　利用者の推定数
七　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
八　運営規程
九　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
十　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十一　当該申請に係る事業に係る資産の状況
十二　指定障害福祉サービス基準第二百二条において準用する指定障害福祉サービス基準第九十一条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
十三　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
十四　その他指定に関し必要と認める事項
（共同生活援助に係る指定の申請）
第三十四条の十九　法第三十六条第一項の規定に基づき共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
一　事業所の名称及び所在地
二　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
三　当該申請に係る事業の開始の予定年月日
四　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
五　建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
六　利用者の推定数
七　事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、経歴及び住所
八　運営規程
九　利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
十　当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
十一　当該申請に係る事業に係る資産の状況
十二　指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第百五十三条第一項の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
十三　指定障害福祉サービス基準第二百十三条において準用する指定障害福祉サービス基準第百五十一条の関係機関との連携その他の適切な支援体制の概要
十四　当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項
十五　その他指定に関し必要と認める事項
（法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス）
第三十四条の二十　法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護及び就労継続支援Ｂ型とする。
（指定障害福祉サービス事業者の指定の更新）
第三十四条の二十一　第三十四条の七から前条までの規定は、法第四十一条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定の更新について準用する。
（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）
第三十四条の二十二　法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
一　生活介護　第三十四条の九第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員
二　就労継続支援Ｂ型　第三十四条の十八第一号、第二号、第五号及び第十号に掲げる事項並びに利用定員
（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）
第三十四条の二十三　指定障害福祉サービス事業者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う指定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に定める事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第三十四条の七第一項第四号、第三十四条の八第四号、第三十四条の九第四号、第三十四条の十第四号、第三十四条の十一第四号、第三十四条の十二第四号、第三十四条の十三第四号、第三十四条の十四第四号、第三十四条の十五第四号、第三十四条の十六第四号、第三十四条の十七第四号、第三十四条の十八第四号及び第三十四条の十九第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。
一　居宅介護、重度訪問介護又は行動援護　第三十四条の七第一項第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項
二　療養介護　第三十四条の八第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第六号、第八号、第九号及び第十三号に掲げる事項
三　生活介護　第三十四条の九第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項
四　児童デイサービス　第三十四条の十第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項
五　短期入所　第三十四条の十一第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第六号、第七号（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける施設において行うときに係るものに限る。）、第八号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事項
六　重度障害者等包括支援　第三十四条の十二第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号から第九号まで、第十三号及び第十四号に掲げる事項
七　共同生活介護　第三十四条の十三第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項
八　自立訓練（機能訓練）　第三十四条の十四第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項
九　自立訓練（生活訓練）　第三十四条の十五第一号、第二号、第四号（当該指定に係る事業に関するものに限る。）、第五号、第七号、第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事項